

令和8年度

小坂町会計年度任用職員採用試験

受験案内

受付期間 令和8年4月10日(金)～令和8年4月16日(木)

試験日 令和8年4月17日(金)

試験場 小坂町役場

問い合わせ
申込書請求
受験申込み

小坂町役場 総務課 職員採用担当
電話：0186-29-3901
〒017-0292 小坂町小坂字上谷地41-1

■ 小坂町会計年度任用職員（パートタイム）採用試験を次のとおり行います。

1. 試験職種、勤務場所、勤務時間、休憩時間、報酬及び採用予定人員

職種		勤務場所	勤務時間	休憩時間	報酬	人員
N	自動車運転手	役場	8時30分～16時15分 週5日勤務 (公用車運転や冬期の除雪等により土日・祝日・時間外勤務有り)	12時～ 13時 1時間	月額 190,765円～ 200,860円	1人

2. 受験資格

(1) 欠格事項

次のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・禁錮以上の刑（令和7年6月1日より拘禁刑）に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・本町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(2) 資格

(1)のほか、第1種運転免許（普通自動車免許、大型免許、大型特殊免許）を所持しており、国土交通省が定める除雪車を運転できる講習を修了した者であれば受験できます。

3. 試験の方法

口述試験を行います。また、資格調査を別途行います。

試験内容	口述試験	(資格調査)
試験方法	面接により主として人物についての試験	受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査

4. 試験日及び場所

試験内容	口 述 試 験
日 時	令和8年4月17日（金）
受付開始	午前9時30分
試験説明	午前9時50分～午前10時
試 験	午前10時～
場 所	住 所：小坂町小坂字上谷地41-1 会場名：小坂町役場

- ※ 試験説明開始時刻に遅れた場合は受験できません。
また、携帯電話の試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認めません。

5. 合格者発表

合格者発表	令和8年4月下旬	役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
-------	----------	--------------------------

6. 合格から採用までの経路

- (1) 合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) この名簿からの採用は、令和8年4月以降の予定です。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は小坂町役場総務課職員採用担当に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「小坂町会計年度任用職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して140円切手を貼った返信用封筒（A4）を必ず同封して簡易書留等で郵送してください。

普通郵便での送付による事故には対応できません。

(2) 申込手続

- ① 持参の場合 申込書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦4センチ、横3センチの写真1葉を貼り、履歴書を添えて小坂町役場総務課職員採用担当宛に提出してください。
- ② 郵送の場合 ①と同じものと宛先を明記して110円切手を貼った返信用封筒（定型）を必ず同封して、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きして簡易書留で郵送ください。
普通郵便での送付による事故には対応できません。
受験日の2日前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

(3) 受付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年4月16日（木）まで

※申込は土曜日・日曜日を除く午前9時から午後4時45分までです。

※郵送の場合も令和8年4月16日（木）までに届いたもの限り受付します。

(4) 提出書類等

- ① 申込書 1部（所定の用紙を使用すること。）
- ② 履歴書 1部（所定の用紙を使用すること。）

8. 試験結果の開示

- (1) 試験結果については、本人が口頭で開示を請求することができます。
- (2) 電話やはがき等による請求はできません。
- (3) 受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後4時45分までの間に小坂町役場総務課職員採用担当窓口へ直接おいでください。
- (4) 試験の開示は、不合格者に対してのみ行い、試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、試験合格の発表の日から1か月間とします。

9. その他

- (1) 申し込みを受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。
- (2) 小坂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の定めに従い、報酬のほか通勤手当、期末手当等の諸手当が支給されます。
- (3) 役場（本庁）は、出入口・エレベーター・トイレ等、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に則した設備を有しています。
- (4) 障害者手帳をお持ちの方については、業務遂行上の合理的配慮等の確認のため、障害の状況（障害の種別や程度）や配慮事項等を可能な範囲で履歴書に記入してください。

小坂町会計年度任用職員採用試験 会場図

